

## 開拓者がやって来る

十勝組合や、また、おしつけとはいいながらも、開拓使や札幌県などは、アイヌ民族に財産と農地としての土地を残し、あたえようとしてきました。

明治25年(1892)ころから、和人の開拓者が増え始めます。そして明治29年(1896)、殖民地貸し付けが始まり、一気に開拓者が押し寄せます( p162)。

多くのアイヌの人たちは、複雑になった産業としての農業になじめないため、自分の土地を開拓者たちにとても安く貸してしまい、土地を失っていきます。

明治32年(1899)になると、「北海道旧土人保護法」ができ、アイヌ民族に対して教育や医療を保証し、また、新たに農地をあたえることになりました。



大正10年(1921)の帯広伏古コタンのチセ(家)(帯広市北)。

(写真:帯広百年記念館蔵: 3)

第1章 十勝の平野や川ができるまで

第2章 先史時代と川

第3章 アイヌ文化と川

第4章 十勝開拓と川

第5章 発展、そして未来へ

用語

さくいん



上土幌町の東泉園は、アイヌ民族が持ち続けることができた数少ない土地の一つ。

## 所有権すらうばった「農地改革」

「保護法」であたえられた土地は、すでに開拓者がいいところを取ったあとなので、斜面であったり、ほとんど河原であったりと、多くが悪い土地でした。

さらに、その中でも多少ましな土地は、ずるい和人によって、とんでもなく安く借りられ、耕作権がうばわれます。

昭和20年(1945)、太平洋戦争に日本が負け、政治改革がおこなわれ、「農地改革」がおこなわれます。実際には農業にかかわっていない「大地主」から、農地を借りて耕作をおこなってきた「小作人」に、農地を分けることになったのです。

土地を持っていた多くのアイヌの人たちが、この「農業にかかわっていない大地主」と見なされました。かろうじて残っていた「アイヌの土地」の多くが、和人の土地になっていきました。( p185)

## 農業経営に成功したアイヌの人もある ... アイヌ教育にもつづいた伏根弘三

例えば、伏根弘三(アイヌ名:ホテネことチャンラロ:1874~1938)は宮崎濁卑らについて農業を学び、開拓事業に力を入れ、30人の和人を使って農業経営に成功しました。

弘三は、アイヌの人たちが土地を和人の手によって失っていくのにも心を痛め、民族の団結、禁酒、教育の大切さをうたえます。

アイヌの若者を援助して、函館の学校に入学させます。また、明治34年(1901)には帯広市街の自宅に子どもを預かり、和人教師をまねいて塾をつくります。

さらに、函館・札幌・小樽などをまわって援助を受け、明治35年(1902)、伏古(帯広市北)に教育所をつくりました。その土地、校舎、器具などは自分の財産を使って提供しました。

さらに全国をアイヌの仲間とまわって、寄付を得て、教育所を続け、明治37年(1904)には、公立の第二伏古尋常小学校の設立にも成功しました。

そのほか、上京して「保護法」の改正をうたえるなど、アイヌ民族の暮らしをよくし、権利を取りもどすため、努力をし続けました。

年(1884)からは、それぞれが希望する土地で農地づくりがおこなわれた。さらに次の年には中足寄に出張所ができ、指導・保護が続けられたが、明治22年(1889)に出張所が廃止されると、多くが農業からはなれた。

3 帯広百年記念館(おびひろひやくねんきねんかん):帯広市緑ヶ丘2番地 電話 0155-24-5352 月曜日休館